

## 若干のまとめ

- 中間報告書では、受精胚は「人」と「モノ」の中間的存在であるとされるが、具体的な内容は明らかにされていない。
- 最終報告書では、受精胚は「人の生命の萌芽」として尊重されるものとされる一方、法的な位置づけはさらに不明確になった。
- 具体的な制度の内容に関しては、大半が、研究利用に関する(公的審査機関等による)規制のあり方をめぐる議論となっている。

## 「規制」と「規律」

- **「法規制」**  
何らかの利益を保護するために、または、何らかの悪しき結果を防止するために、私人の権利を制限し、または義務を課すことをいう。通常は「法律」が必要。
- **「法的規律」**  
特定の場面に適用される規範(ルール)それ自体をいう。「法規制」の有無にかかわらず、少なくとも私人間関係を定める規範は必ず存在する。「法律」の形で存在する必要はない。

## 「ヒト胚に関する法的規律」とは

- ヒト胚の利用行為に対する法規制をどのように行うかは別個独立に検討される。
- ヒト胚の位置づけに関する基本的な法律関係が重要。  
[例]ヒト胚に対して誰がどのような権利を有するか  
ヒト胚の提供を行う際の同意権者は誰か  
ヒト胚の研究利用を認めた場合、研究者はどの範囲・方法でヒト胚を利用するか(他の研究者への賃貸・再譲渡は可能か、)  
ヒト胚の利用者が胚の占有を不法に奪われた場合、返還請求をなすか

## 本日の内容

1 はじめに

### 2 ヒト組織をめぐる法律関係

3 ヒト胚をめぐる法律関係

## ヒト組織等の法的地位

- ヒト由来の組織・細胞は近年研究利用が活発化。
- 人体それ自体は「物」ではなく、所有権は成立しないが、人体から分離された組織・細胞の法的地位については複数の見解が存在し、未だにいずれの見解が多数であるとも言えない。
- 大きく分けて以下の3つの見解がある
  - ①所有権説(伝統的通説)
  - ②人格権説
  - ③複合権利説

## 所有権説

- 伝統的通説(我妻栄など)は、人体から分離した毛髪・歯牙などの組織は「物」となり、これに対する所有権が成立すると解していた。
- ただし、この所有権には「公序良俗」などによる制約が課せられるという。(内容は不明確)
- 所有権説によると、研究目的に提供された組織・細胞は、通常は所有権が医学研究者に移転すると考えられ、研究者は所有者としてヒト組織を利用できる。提供者が利用目的を限定したとしても、それは所有権の範囲を制限しない。